

特 記 仕 様 書

- 1 工 事 名 大石田中学校体育館空調設備整備工事
- 2 発 注 者 大石田町長 庄 司 中
- 3 工 事 場 所 大石田町大字大石田 地内
- 4 工 期 着 工：令和7年 7月10日
完 成：令和7年11月28日
- 5 工 事 範 囲 図面及び仕様書による。
優 先 順 位 (1) 質疑応答書 (2) 特記仕様書 (3) 設計図書
- 6 閲 覧 用 図 書 (1) 設計内訳書（金抜） P D F データ
(2) 特記仕様書及び図面 P D F データ
- 7 閲 覧 方 法 大石田町役場内 大石田町教育委員会
又は町公式ホームページ
- 8 入 札 日 時 (1) 日 時 令和7年7月10日（木）午前9時30分
(2) 場 所 大石田町役場 3階 大会議室
(3) 備 考 入札時に工事費内訳書提出すること。
- 9 支 払 条 件 請負契約による。
- 10 現場代理人及び技術者の選定
【管工事】
主任技術者は、2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、発注者が適当と認められる者で、現場代理人及び主任技術者は兼務することができる。
- 11 そ の 他
(1) 工事施工においては、大石田中学校生徒及び教職員、近隣住民に影響及び損害が生じないように努めること。影響が生じる場合は事前に対策を講じること。
また、損害が生じた場合は受注者の責任において賠償すること。
(2) 設置箇所については、契約後、発注者と改めて協議すること。
(3) 別途発注する「大石田中学校受変電設備改修工事」の受注者と工程等を調整し、工事を施工すること。
(4) 工事施工に伴う騒音、振動及び道路使用損傷等の対策は受注者の責任において行うこと。

- (5) 工事施工に必要な関係官公署等への申請及び届出手続等については、工事の進捗に影響の無いように受注者の責任において作成し、事前に発注者に報告のうえ遅滞なく提出すること。
- (6) 関係法令等に基づく工事関係図書（データを含む。）は、工事施工の目的外の用途に使用しないこと。
- (7) 会計検査又は行政検査等に必要な書類の作成、及び検査の結果、手直し工事が発生したときは、受注者の責任で措置すること。
- (8) その他記載のない事項については、発注者と協議のうえ実施すること。

1 2 提出書類 ※必要な費用は全て受注者の負担とする。

- (1) 受注者は、工事着手前に下記書類を提出し、発注者より承認を得ること。尚、標記ないものは原則として2部提出すること。

【提出書類】

- ①工事請負契約書
- ②請負金額内訳明細書 1部
- ③工事工程表
- ④工事着工届
- ⑤主任（監理）技術者・現場代理人届（経歴書付）
- ⑥その他発注者が必要とする書類

- (2) 本工事施工者は、工事竣工時に下記引渡書（A 4 版差込式ファイル入）を2部提出する。

【完成書類目録】

- ①完成通知書
- ②工事目的物引渡書及び受領書
- ③工事工程写真
- ④工事進捗月報（打合せ議事録含む。）
- ⑤保証書一覧表
- ⑥その他発注者が必要とする書類

- (3) その他この提出書類に記載のない提出物について必要な場合は、発注者との協議により提出すること。

担当課 大石田町教育委員会 教育文化課 学校教育グループ
TEL 0237(35)2111 (代) FAX 0237(35)2118